

子の氏の変更許可の申立てについて

概要

子の氏（名字）が、父又は母の氏と異なる場合に、その子は、家庭裁判所の許可を得たときには、氏を父又は母の氏に変更することができます。

例えば、父母が離婚し、父の戸籍にあって父の氏を称している子が、母の戸籍に移り母の氏に変更したいときには、この申立てをして、家庭裁判所の許可を得る必要があります。

申立人

子（子が15歳未満のときはその法定代理人が子を代理します。）

※子が15歳未満で、共同親権の場合の注意点

共同親権の場合は、原則として、父母が共同（連名）で申し立てる必要があります。

子の氏の変更について父母間の協議が調わないときには、親権行使者の指定の手続をすることが考えられます。裁判手続（調停・審判・人事訴訟）で親権行使者の指定がされている場合は、指定された父母の一方が単独で申し立てることができます。

申立てに当たって必要なもの

○申立書（子が15歳未満で共同親権の場合書式が異なります。

記載例は裏面にあります。）

○収入印紙：子1人につき800円分

○郵便切手：申立書1枚につき110円切手1枚

○添付書類（同じ書類は1通で足ります。いずれもコピー可）

- ・申立人（子）の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ・父母の戸籍謄本（全部事項証明書、離婚の場合は離婚の記載のあるもの）
- ・共同親権かつ親権行使者の指定がされている場合、子の氏の変更許可手続についての親権行使者の指定がされた調停調書正本（謄本）等

※必要に応じて、上記以外にも追加書類の提出をお願いすることがあります

※ご提出いただいたものはお返しすることができません。

申立書等の提出先について

子の住所地の家庭裁判所（複数の子が申し立てる場合は、そのうちの1人の子の住所地の家庭裁判所に申し立てることができます。）

お問い合わせ先

仙台家庭裁判所受付センター

〒980-8637

仙台市青葉区片平1丁目6番1号

☎022-745-6230

申立書を提出する裁判所
(子の住所地の家庭裁判所)

認印で構いません。

作成年月日

本籍は戸籍に記載されている本籍地を一字一句そのまま記載してください。「○丁目○番」とあるのを「○ー○」や、「○丁目○」と省略しないでください。



現住所

当す
付けて
場合は
累に記
。

子が移動したい先の戸籍

移動先の戸籍の名字
(子の現在の名字と同じであっても記入してください。)

子の現在の名字

申立　て　の　趣　旨		
※ 申立人の氏（ 乙野 ）を ① 母 2 父 の氏（ 甲野 ）に変更することの許可を求める。 3 父母		

申立　て　の　理　由	
父・母と氏を異にする理由	
※ ① 父 母 の 離 婚 2 父 ・ 母 の 婚 姻 3 父 ・ 母 の 養 子 縁 組 4 父 ・ 母 の 養 子 離 縁 5 父 の 認 知 6 父（母）死亡後、母（父）の復氏 7 その他（ ）	

申立　て　の　動　機	
※ ① 母との同居生活上の支障 2 父との同居生活上の支障 3 入園・入学 4 就　　　職 5 結　　　婚 6 その他 []	

(注) 太枠の中だけ記入してください。 ※の部分には、当ではまる番号を○で囲み、父・母と氏を異にする理由の7、申立ての動機の6を選んだ場合には、（ ）内に具体的に記入してください。

最後に青文字の記載、押印、チェック、○が全て埋まっているかを必ず確認してください。
漏れがあると手続にお時間をいただく場合があります。

子の氏 (2/2)